

第13次鳥獣保護管理事業計画 各関係者からの意見等(参考)

	項目(13次計画)	変更・修正内容	13次計画本文への反映内容
R3.10月発表 国の基本指針 (前回の基本指針 からの変更内容)	<p>第四 鳥獣の捕獲等および鳥類の卵の採取等の許可に関する事項</p> <p>2-3 鳥獣の管理を目的とする場合</p> <p>(2) 鳥獣による生活環境、農林水産業または生態系に係る被害の防止の目的</p>	許可対象者に「(市町が定める被害防止計画に基づき捕獲等を行うものを含む。)」が追記	左記のとおり追記
	同上	「第1種銃猟免許」から「第一種銃猟免許」へ修正(他項目も同様)	左記のとおり修正
	<p>第四 鳥獣の捕獲等および鳥類の卵の採取等の許可に関する事項</p> <p>3 その他、鳥獣の捕獲等および鳥類の卵の採取等の許可に関する事項</p> <p>3-1 捕獲許可した者への指導</p>	「違法に輸入されたり国内で密猟された個体」から「国内で密猟されたり違法に輸入されたりした個体」に修正	左記のとおり追記
	<p>第七 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項</p> <p>(2) 捕獲等情報収集調査</p>	<p>「捕獲を行った者から、捕獲努力量、捕獲年月日、捕獲の位置情報、捕獲個体の性別、捕獲個体の幼獣(鳥)・成獣(鳥)の別、目撃数等から収集すべき基本的な項目を定め、報告させる。」から</p> <p>「捕獲を行った者から、法令に基づき、捕獲場所、鳥獣種別捕獲数、処置の概要を報告させているほか、必要に応じ捕獲年月日、捕獲個体の性別、捕獲個体の幼獣(鳥)・成獣(鳥)の別、捕獲努力量、目撃数等も報告させているところであるが、収集する情報については、科学的な鳥獣の保護及び管理の推進に必要な情報の種類・項目を整理し、収集すべき情報の規格化(標準化)を進めるとともに、捕獲情報の報告の仕組みについて見直しを図る。」へと修正</p>	左記を参考に「捕獲を行った者から、法令に基づき、捕獲場所、鳥獣種別捕獲数、処置の概要、目撃数等、捕獲個体の性別、捕獲個体の幼獣(鳥)・成獣(鳥)の別および目撃数等から収集すべき基本的な項目を定める。」と修正した。
	<p>第九 その他</p> <p>4 感染症対策</p> <p>(1) 高病原性鳥インフルエンザ</p>	「海外では人への感染事例も報告されている」が追記	左記のとおり追記
	<p>第九 その他</p> <p>4 感染症対策</p> <p>(2) 豚熱(CSF)、アフリカ豚熱(ASF)</p>	<p>「周辺都道府県や関係市町村と連携しながら捕獲強化等」から</p> <p>「関係省庁、周辺都道府県、関係市町村、関係団体等と連携しながら防疫措置を含む捕獲強化等」に修正</p>	左記のとおり追記 (周辺府県、関係市町)

	項目(新旧)	質問・指摘内容	回答内容	13次計画本文への反映	
				項目	反映内容
各関係機関	・第二 1 鳥獣保護区の指定 (1)方針 イ(5)	「現在は該当地はない。」となっているが、イヌワシ、コノハズクの生息地は該当しないのか。	希少種の鳥類については広範囲に移動をする可能性が高いことなどから、現状は特定の種を対象に希少鳥獣生息地の保護区を指定する計画はありません。 また、ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例に基づく指定希少野生動植物種に該当する鳥獣の重要な生息地については、同条例に基づく生息・生育地保護区に指定することを基本としています。	—	—
	・第九 3(3) 傷病鳥獣救護の体制について	滋賀県獣医師会野生鳥獣救護ドクター(1次治療)から同(2次治療)の→に「県との連絡」を入れる。	ご意見のとおり修正いたします。	・第九 3(3) 傷病鳥獣救護の体制について	現行の体制に従って、傷病鳥獣救護体制(フローチャート)に「県との連絡」を記載。
	・第九 5(6) 猟犬の適切な管理	犬の登録、狂犬病予防注射、動物福祉等、法律で定めてあることの順守を盛り込む。	ご意見のとおり修正いたします。	・第九 5(6) 猟犬の適切な管理	猟犬の管理について「狂犬病予防法に基づく犬の登録・予防注射の徹底および動物愛護管理法に基づく所有者等の責務を順守させる等」の内容について記載。
	第八 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項 5 取締り P63	違反者への公平な行政処分を行うため、全県的に統一した基準が必要なため、変更案には反対。個別の案件ごとの対応と断定せず、行政処分に関して要領・基準等作成するよう求める。司法処分については環境省・警察庁に協議してもらいたい。 また、「H24.11.2鳥獣保護法にかかる違反に対する標準的な対応方法(自然環境保全課作成)」は今後どのように取り扱うのか。案では要領等は作成しないとしているが少なくとも公平な行政処分を行うためには要領等は必要なので、H24年の文書を現状に即したものに修正するよう求める。	13次計画の本文においては処分基準を定める旨を記載いたします。 左記の対応方針については庁内資料になるため、必要に応じて修正いたします。	第八 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項 5 取締り P63	適切な対応について処分基準を整備する、旨を記載。
	第四 鳥獣の捕獲等および鳥類の卵の採取等の許可に関する事項 2-3 鳥獣の管理を目的とする場合	3) 期間・・・錯誤捕獲に係る場合は通年許可が可能	ツキノワグマの錯誤捕獲については、「2-3 鳥獣の管理を目的とする場合」ではなく「2-2 鳥獣の保護を目的とする場合」の基準を適用するのが妥当かと考えられます。	—	—
	序章 はじめに	滋賀県においても、琵琶湖を切り口とした2030年の持続可能社会への目標として「琵琶湖版SDGs」である「マザーレイクゴールズ(MLGs)」を策定し、 →滋賀県では、琵琶湖を切り口とした2030年の持続可能社会への目標として「琵琶湖版SDGs」である「マザーレイクゴールズ(MLGs)」が策定され、 ※マザーレイクゴールズ(MLGs)は県主体で策定したものではなく、マザーレイクゴールズ推進委員会により策定されたため。県は、多様な主体の一つであり、マザーレイクゴールズ推進の事務局を担うという位置づけである。	ご意見のとおり修正いたします。	序章 はじめに	左記のとおり修正

	項目(新旧)	質問・指摘内容	回答内容	13次計画本文への反映	
				項目	反映内容
各関係機関	第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域および猟区に関する事項	当該事務処理に関する要領等を定めることを希望する。 従来の手続きでは、区域の指定が知事の権限でありながら、市町が申請となる関係性が曖昧であるように感じられる。	当該事務について地域の安全性の確保を最優先としており、地元住民や地元狩猟団体との調整が不可欠です。さらに、地域の地理的特性等の知識を以て指定に関する協議をする必要があるため、市町の申請に基づき知事の判断で区域を指定することとしております。また、要領についても必要に応じて策定をさせていただきます。	-	-
	第四 鳥獣の捕獲等および鳥類の卵の採取等の許可に関する事項 2-3 鳥獣の管理を目的とする場合 第8表	アライグマ・ハクビシン以外の外来獣の許可権者が知事になっているが、市町長でいいのでは。特にヌートリアなどは個体数が増加傾向にあると考えられるので。	ヌートリアの捕獲許可権限について市町への権限移譲を希望される場合は市町要望等にてご意見をいただきますようお願いいたします。	-	-
	2-3 鳥獣の管理を目的とする場合	生息数が増加傾向にあると思われるヌートリアがアライグマ・ハクビシン以外の外来獣の欄に含まれている。 ヌートリアを個別に記載されることと併せ、その許可権者を市町長に委譲されたい。	ヌートリアの捕獲許可に際しては、現状の「アライグマ・ハクビシン以外の外来獣」の許可基準にて運用をお願いします。当該基準にて運用上の不都合等があり、具体的な意見をいただければ、許可基準の見直しも検討いたします。 また、ヌートリアの捕獲許可権限について市町への権限移譲を希望される場合は市町要望等にてご意見をいただきますようお願いいたします。	-	-
	(4) 錯誤捕獲の防止	日頃からの適正な管理に努めることは可能であるが、事前の放獣体制の構築および放獣場所の確保については、市町では難しく、地域の実情を考えると放獣場所の確保することなど不可能である。	ツキノワグマの錯誤捕獲への対応については、県においては、捕獲等事業実施者における放獣体制の構築等が行われていない場合に備え、放獣体制の整備を行っているところですが、各市町においても対応へのご協力をお願いします。	-	-
		放獣場所の条件を示して下さい。 これまで錯誤捕獲した際、集落から離れた人気の無い山奥に放獣してきたが、どこに放獣しても山を下れば集落があり、放獣場所付近の集落を危険にさらしているという思いがある。また、放獣した個体も、付近集落で危害を加えた場合、責任はこちら(県及び市)にある。どのように責任をとっていくのか。	これまでから貴市において対応いただいているとおり、人里から離れた奥山に放獣するべきであると考えられます。 集落内に執着して頻繁にツキノワグマが出没する場合など、人身・生活環境被害のおそれがある場合には、ツキノワグマについても鳥獣の管理を目的とした捕獲許可の申請をいただくことができますので、必要に応じて森林整備事務所あて申請してください。	-	-
		錯誤捕獲した際の放獣場所が限られており、毎回同じ場所で放獣しているため、個体数が集中する恐れがあり危険。	人里ではなく、奥山に個体が集中することは、人身・生活環境被害の防止の観点からは好ましいものと思われません。	-	-
		第一種特定保護鳥獣に指定するのであれば、各地域に適した緩衝地帯等を再構築し生活圏内に侵入してこない対策を考えていただきたい。	第一種特定鳥獣であるか否かにかかわらず、生活環境被害の被害も含め、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画を作成することができますので必要に応じて対応をご検討ください。	-	-
		滋賀県ツキノワグマ第一種特定鳥獣保護計画8-1(人身被害および生活環境被害)に基づき、人の生命・財産を最優先とし適切な策定をしていただきたい。	ご意見のとおり、引き続き関係行政機関等と連携しながら、人間とツキノワグマの軋轢の低減を図っていきたいと考えております。	-	-
		滋賀県における現在の生息状況についても正確なモニタリング調査をしていただき、保護計画の策定をしていただきたい。	ご意見のとおり、ツキノワグマの生息状況を可能な限り正確に把握できるよう努めたいと考えております。	-	-
		錯誤捕獲を防ぐことは不可能。誰も熊の捕獲を目的にはしていない。防ぐためには市の有害捕獲事業で山地での罠の使用を禁止し、山地については銃器による捕獲と、県事業による捕獲とするしかない。	ツキノワグマの錯誤捕獲の防止にあたっては、ツキノワグマを誘引しない乾燥固形牧草を誘引餌として用いる、ツキノワグマの目撃や痕跡が認められた場合にはわなの稼働停止や移設を検討するなどの対策が考えられます。なお、有害捕獲事業においては銃器による捕獲等を行っている市町もありますので、手法の検討にあたり必要に応じて参考にしてください。	-	-

	項目(新旧)	質問・指摘内容	回答内容	13次計画本文への反映	
				項目	反映内容
各関係機関	第二 1 (2) イ 既指定鳥獣保護区 の変更計画	名称間違い 「伊吹山北部鳥獣保護区」→「伊吹山鳥獣保護 区」	ご意見のとおり修正いたします。	第二 1 (2) イ 既指定鳥獣保護区の変 更計画	左記のとおり名称間違いを修正
	第二 2 (3) 特別保護地区の 指定計画	名称間違い 「伊吹山北部鳥獣保護区」→「伊吹山鳥獣保護 区」	ご意見のとおり修正いたします。	第二 2 (3) 特別保護地区の指定 計画	左記のとおり名称間違いを修正
	第二 4 (2) 整備計画	名称間違い 「伊吹山北部鳥獣保護区」→「伊吹山鳥獣保護 区」	ご意見のとおり修正いたします。	第二 4 (2) 整備計画	左記のとおり名称間違いを修正
	P4 (現行12次計画)	思い出の森 × → 思い出の森 ○	現行の12次計画における誤植のため修正の対応ができ ませんが、今後、策定の際等に間違いのないよう注意い たします。	—	—
	P9 (現行12次計画)	思い出の森 × → 思い出の森 ○	現行の12次計画における誤植のため修正の対応ができ ませんが、今後、策定の際等に間違いのないよう注意い たします。	—	—
	項目(新旧)	質問・指摘内容	回答内容	13次計画本文への反映	
				項目	反映内容
会派説明	序章 はじめに	事業計画前文の鳥獣の管理で、生息地を適正 な範囲に縮小させることがイメージしにくい。保 護区を縮小するようにも読める。	保護区は、現状維持の計画である。保護区内でも農林水 産業被害があれば、有害駆除等の許可捕獲はできる。表 現は検討する。	序章 はじめに	「鳥獣の生息地を人間の生活環境から遠ざけ るなど」その生息地を適正な範囲に縮小させ ること、とし人間の生活環境との関係につい て明確に記載
	第八 鳥獣保護管理事 業の実施体制に関する 事項 2 鳥獣巡視員	鳥獣巡視員は、県の制度としてどう変わったの か。どのような人がなっているのか。必要な資 格はあるのか。	従前は、県の非常勤特別職であったが、会計年度任用職 員制度の導入により、非常勤特別職として継続できなく なった。会計年度任用職員としての勤務形態にはなじま なかったため、有償ボランティアとして、報償費で対応し ている。名称は変わったが、基本的には従前と同じ方に 従事してもらっている。市町等からの推薦により任命し ており、狩猟の知識、経験を有し、猟友会で指導的な立場 の方になっていただいていることが多い。必要な資格は 特にない。	—	—
	第九 その他 4 感染症への対応 (2) 豚熱(CSF)、アフリ カ豚熱(ASF)	事業計画P74豚熱で、肉製品という表現がわか りにくい。	表現は検討する。	第九 その他 4 感染症への対応 (2) 豚熱(CSF)、アフリカ豚 熱(ASF)	「肉製品」を「食肉・肉製品」と記載を変更。
	第八 鳥獣保護管理事 業の実施体制に関する 事項 2 鳥獣巡視員	鳥獣巡視員の制度はどう変わったのか。	これまでは県の非常勤特別職であったが、会計年度任用 職員制度の導入により、非常勤特別職を継続できず、会 計制度任用職員の勤務形態もなじまないことから、有償 ボランティアとして運用している。	—	—